会計	繰越	検算	転記		○
㋒	㋑	㋐	㋓	○	○

(その1)

収支報告書

平成28年分
(　　開催分)

(ふりがな)　しんしゅうざんかい

1 政治団体の名称　新周山会

2 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町2－1－1
参議院議員会館309号室

3 代表者の氏名　阿達　雅志

4 会計責任者の氏名　林　英子

事務担当者の氏名

安西　直紀

(電話)　03-6550-0309

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類	参議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	阿達　雅志

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	阿達　雅志
公職の種類	参議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付
29.8.07
収支公開室
第　号

3195 号
29.5.29
東京都選挙管理委員会
事務局

2693

102560

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	942,561
（前年からの繰越額）	442,508
（本年の収入額）	500,053
支　出　総　額	901,182
翌年への繰越額	41,379

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	500,000	
小　計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	500,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	500,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1件10万円未満のもの	53	
	合　　計	53	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	自由民主党東京都参議院比例区第六十七支部	500,000	H28/3/15	東京都新宿区下宮比町２－２８飯田橋ハイタウン333	阿達　雅志	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	277,820		
(4) 事務所費	152,523		
小計	430,343	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	470,839		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	470,839	0	
合計	901,182		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	コピー料金	35,582	H28/1/29	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
2	コピー料金	24,862	H28/2/29	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
3	コピー料金	24,045	H28/3/29	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
4	コピー料金	30,587	H28/4/28	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
5	コピー料金	24,087	H28/5/27	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
6	コピー料金	32,923	H28/6/22	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
7	コピー料金	34,477	H28/7/28	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
8	コピー料金	23,961	H28/8/31	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
9	コピー料金	10,883	H28/9/28	(株) 大塚商会	東京都新宿区飯田橋２－１８－４	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	36,413				
	合計	277,820				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	監査報告書作成報酬	86,400	H28/5/31	税理士法人　北村会計	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3-54	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	66,123				
	合計	152,523				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	定例打合せ会経費	19,750	H28/1/20	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
2	定例打合せ会経費	12,330	H28/2/9	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
3	定例打合せ会懇親会経費	39,750	H28/2/12	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
4	定例打合せ会経費	19,030	H28/3/9	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
5	定例打合せ会経費	21,680	H28/4/12	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
6	定例打合せ会経費	11,880	H28/6/3	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
7	定例打合せ会懇親会経費	25,180	H28/9/1	北大路　赤坂茶寮	東京都永田町2-13-5	
8	定例打合せ会経費	13,510	H28/9/7	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
9	定例打合せ会経費	17,260	H28/10/7	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
10	定例打合せ会経費	21,850	H28/11/28	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
11	定例打合せ会経費	16,270	H28/12/13	(株) レストラン　モア	東京都千代田区隼町4-1	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	17,090				
	合計	235,580				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費	12,000	H28/1/20	自由が丘商店街振興組合	東京都目黒区自由が丘1-29-16	
2	会費	18,000	H28/2/6	温故知新の会事務局	千葉県君津市東坂田1-6-1君津ファーストビル5階	
3	会費	20,000	H28/6/8	泰進会	埼玉県東松山市和泉町3-15	
4	会費	20,000	H28/6/9	新国土研究会	大阪府富田林市若松町1-1807-1田井戸ハウス102	
5	会費	15,000	H28/7/23	第46回少林寺流錬心館全国空手道選手権大会大会実行委員会事務局	広島県東広島市八本松飯田4-10-16	
6	会費	20,000	H28/10/5	自由民主党大阪府第四選挙区支部	大阪府大阪市北区野崎町6-7	
7	懇親会経費	17,900	H28/10/13	鴻運楼	東京都港区赤坂3-21-5　三銀ビル1F	
8	懇親会経費	13,441	H28/10/14	ふじとはち赤坂店	東京都港区赤坂5-1-5菅野ビルB1F	
9	会費	20,000	H28/10/17	自由民主党千葉県第九選挙区支部	千葉県千葉市若松町360-21	
10	懇親会経費	18,300	H28/10/26	鴻運楼	東京都港区赤坂3-21-5　三銀ビル1F	
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	27,008				
	合計	201,649				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	33,610				
	合計	33,610				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　5月　25日

政治団体の名称　新　周　山　会

会計責任者の氏名　林　英子　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年5月25日

新周山会
代表　阿達　雅志　殿

登録政治資金監査人 北村政則
登録番号　第３８７１号
研修終了年月日　平成23年2月9日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、新周山会の平成 28 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、新周山会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

新周山会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、新周山会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上